

明和町地球温暖化対策実行計画

(区域施策編・事務事業編)

概要版



令和6年9月

明和町

第1章 基本的事項(背景・目的・意義)

1. 計画策定の背景

温室効果ガスとは、大気に含まれており、赤外線を吸収し、放出することで大気等を温め、温室効果をもたらす気体のことを言います。18世紀末の産業革命以降、地球全体の温室効果ガスが急激に増え、温室効果が強くなり、地球全体の気温が上昇していることがわかりました。これまでの「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」の報告において、気候変動の影響により、水、生態系、食料、沿岸域、健康等に、より深刻な影響が生じていることが予測されています。そのため、温室効果ガス排出量を減らし、地球温暖化による気候変動を抑制することが重要です。

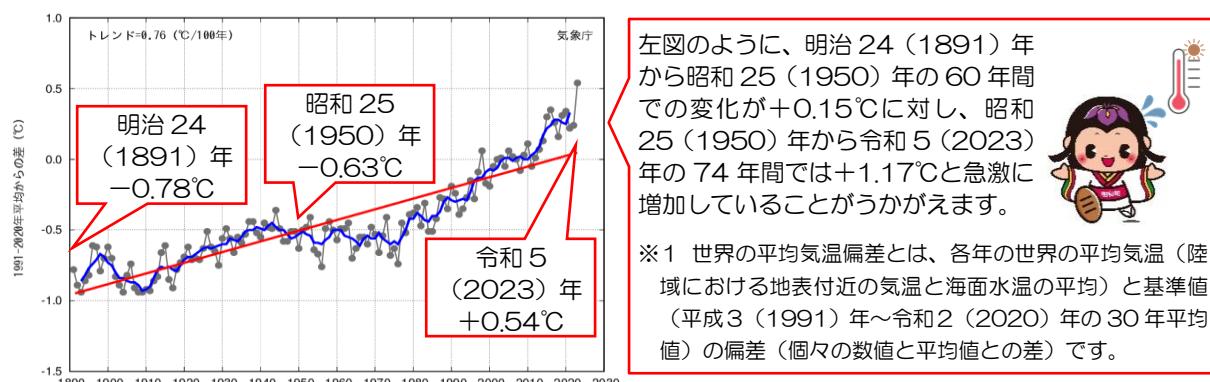


図 1 世界の平均気温偏差^{※1}

出典：気象庁 HP「世界の年平均気温」を元に作成

2. 計画の基本的事項

本計画は令和 12 (2030) 年度を中期目標とし、令和 32 (2050) 年までに明和町全域で発生する温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指し、町民や事業者の意識啓発を図り、地域が一体となった温暖化対策を推進します。「第6次明和町総合計画」における将来像「住みたい 住み続けたい 豊かなこころを育む 歴史・文化のまち 明和」を環境面から実現するため、「ゼロカーボンシティ宣言」や上位関連計画等と連動させて進め、環境面から方向性や具体的目標、対策等を定めています。

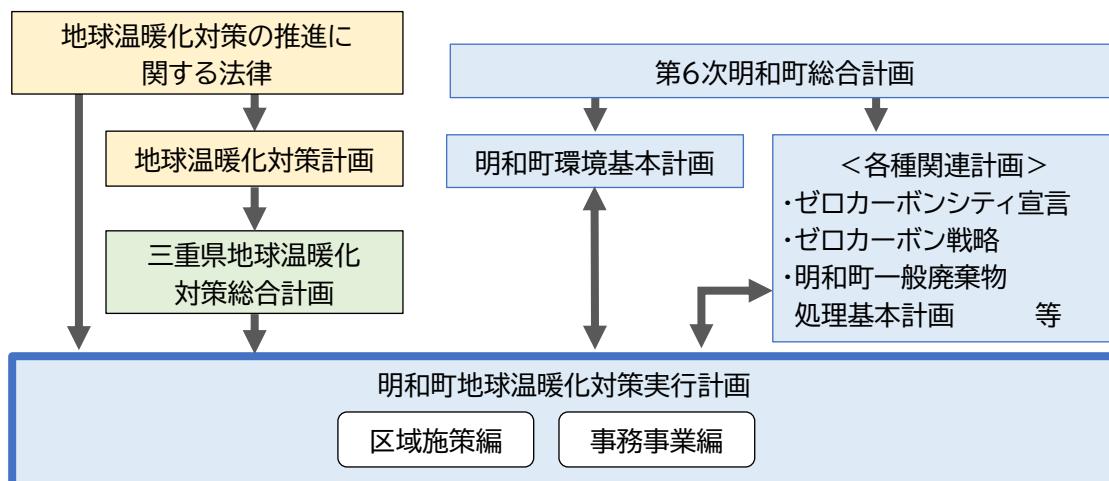


図 2 地球温暖化対策実行計画の位置づけ

第2章 明和町の目指す将来像及び目標

1. 温室効果ガスの排出及び吸収状況

明和町における二酸化炭素排出量は、令和2（2020）年度で132.13千t-CO₂であり、基準年である平成25（2013）年と比べて7年間で11.4%の減少となっています。総排出量は減少傾向にありますか、部門別にみると産業部門については、事業所数や事業規模が拡大しているため、増加傾向となっています。

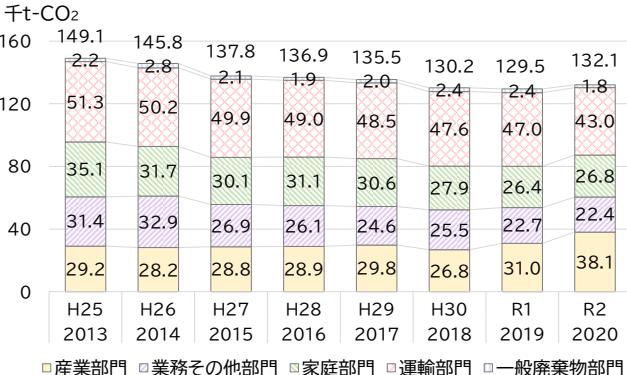


図3 温室効果ガス排出量の推移グラフ

出典：環境省_自治体排出量カルテ

2. 明和町の目指す将来像と基本方針

明和町では居住環境の充実・調和を図りながら、環境負荷の低減につながる持続可能な住み良いまちづくりを続けていく必要があります。国際連合で定められたSDGs（持続可能な開発目標）について、「13.気候変動に具体的な対策を」等を基本的な概念とし、持続可能な循環型・脱炭素社会の実現に向け、明和町の目指す姿と3つの基本方針を定めました。

＜目指す姿＞

明和町の歴史・文化・自然資源をみんなでまもり、
暮らしを引き継ぐ、持続可能な循環型・脱炭素社会の実現

＜3つの基本方針＞

基本方針① 再生可能エネルギーの利用や施設のエネルギー消費効率を高める方針

建物や未利用地等において、太陽光発電設備等による再生可能エネルギーの利活用を促進します。また、同じ活動量でもエネルギー消費の少ない設備機器等の導入の促進を図ります。

基本方針② 町民や事業者等の活動によるエネルギー・資源の消費削減を促進する方針

ごみの減量化やリサイクルの推進等、廃棄物資源の循環形成を促進します。また、町民の暮らしや事業者の事業において、地域社会と環境対策が両立した地域づくりを促進します。

基本方針③ 環境活動や二酸化炭素吸収源をまもる方針

これまで推進してきた環境保全や環境活動について、環境教育による意識の向上や森林の保全、緑化の推進・保全等、二酸化炭素吸収源対策を部門横断的な取組として促進します。

＜3つの基本方針に関連するSDGsの目標＞



第3章 区域施策編

1. 基本的事項

(1) 対象範囲

明和町全域の町民・事業者を対象とします。なお、明和町も区域内の事業者の位置づけでありますが、町単体の取組は「事務事業編」において示します。

(2) 対象とする温室効果ガス

町民や事業者等の日常的な取組によって最も削減が可能な温室効果ガスである二酸化炭素(CO_2)を削減対象とします。また、明和町における温室効果ガス排出量の割合が比較的多い産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門（自動車（旅客）、自動車（貨物））及び廃棄物分野（焼却処分）を対象とします。

2. 温室効果ガスの排出削減目標

明和町では国や県の目標に準るとともに、最終目標である温室効果ガスの実質排出ゼロを目指すため、平成 25 (2013) 年度比で令和 12 (2030) 年度までに 48%以上の削減を中期目標として掲げます。

令和 12 (2030) 年度における明和町の温室効果ガス排出量を
平成 25 (2013) 年度比で **48%** 削減

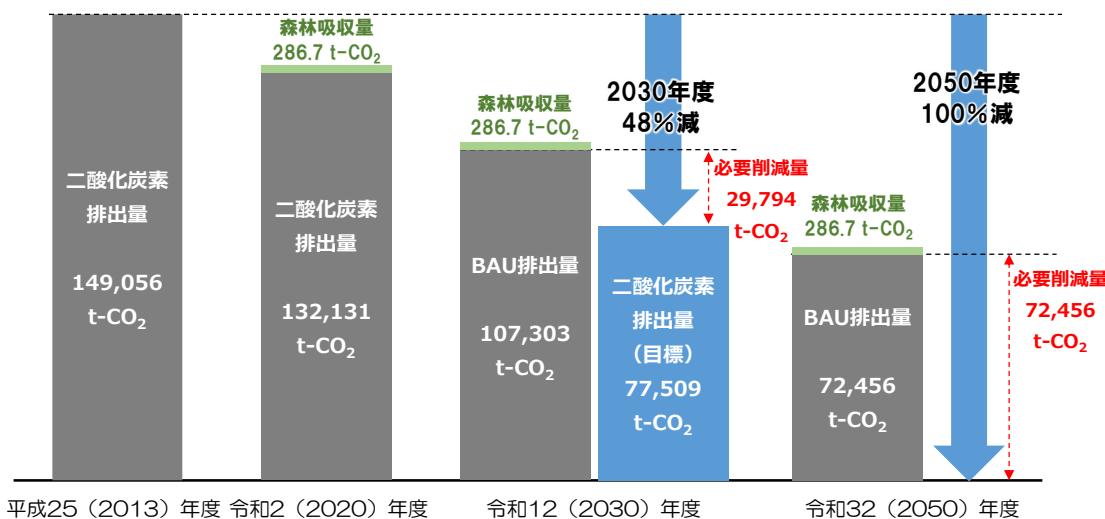


図4 削減目標とBAU推計量

3. 目標達成に向けた取組

本計画における「明和町の目指す将来像と基本方針」にあわせて、温室効果ガス排出量の削減による目標達成に向けた、次の取組を促進していきます。

表1 区域施策編における温室効果ガスの排出削減の取組

基本方針	部門	導入施策	施策の対象	
			家庭	事業者
再生可能エネルギーの利用や施設のエネルギー消費効率を高める方針	産業・業務その他部門	ZEB の普及促進	—	○
	家庭部門	ZEH の普及促進	○	—
		自立型太陽光発電の普及促進	○	—
		防犯灯の LED 化の促進	○	○
	運輸部門	次世代自動車の普及促進	○	○
	部門横断的対策	再生可能エネルギーの普及促進	○	○
		再生可能エネルギーの利活用	○	○
町民や事業者等の活動によるエネルギーや資源の消費削減を促進する方針	産業・業務その他部門	エコマークやグリーン商品の購入	—	○
	家庭部門	ごみの減量に関する補助	○	—
		COOL SHARE の促進	○	○
		モーダルシフトの促進	—	○
	運輸部門	エコドライブの促進	○	○
	部門横断的対策	地球温暖化対策のための国民運動「デコ活」	○	○
		5R の促進と普及啓発の実施	○	○
		クールビズ・ウォームビズの促進	○	○
		公共交通の積極的利用促進	○	○
		—	—	—
環境活動や二酸化炭素吸収源をまもる方針	産業部門	ブルーカーボンの保全	—	○
	産業・業務その他部門	事業所の省エネ活動推進	—	○
	家庭部門	产学研官連携伊勢麻振興プロジェクトの推進	—	○
		環境教育等の推進	○	○
		環境教育等の推進	○	○

4. 気候変動への適応策に関する取組

国においては、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、気候変動適応法に基づき、令和3(2021)年10月に「気候変動適応計画」が閣議決定されました。三重県では、「三重県地球温暖化対策総合計画」において適応策が位置づけられています。

明和町においても「明和町環境基本計画」の見直し等にあわせて、気候変動影響や将来予測の情報を踏まえ、関係機関とも連携を図りながら適応策の検討を進めています。



図5 「緩和」と「適応」の2つの気候変動対策

出典：気候変動適応情報プラットフォーム A-PLAT

第4章 事務事業編

1. 基本的事項

(1) 対象範囲

町が行う全ての事務事業及び町が所有する全ての施設（指定管理施設を含む）とします。

(2) 対象とする温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項において規定された削減対象となる7種類の温室効果ガスのうち、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)の4種類を削減対象とします。その他のパーカーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふつ化硫黄(SF₆)、三ふつ化窒素(NF₃)は明和町の事務事業による排出がほとんどないため、算定の対象外とします。

2. 温室効果ガスの排出削減目標

明和町が行うすべての事務事業により排出される温室効果ガス総排出量の削減目標は、区域全体の目標である48%削減を上回る、平成25（2013）年度比で52%の削減とします。

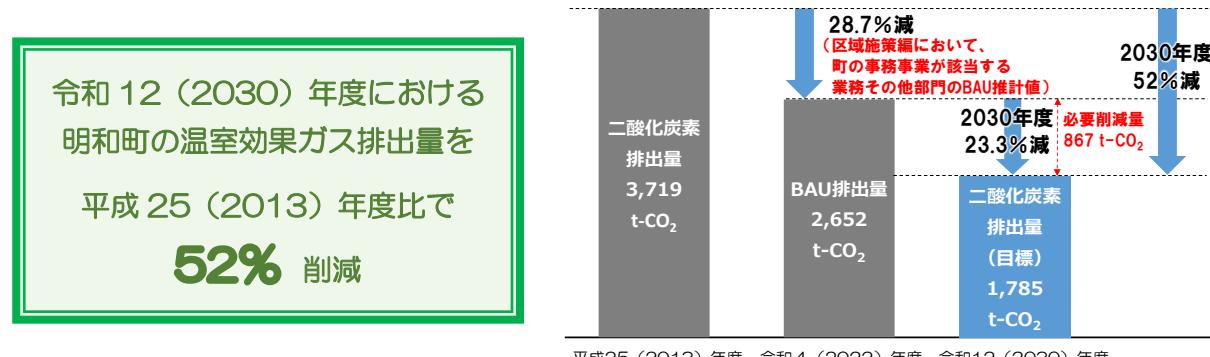


図6 削減目標とBAU推計量

3. 目標達成に向けた取組

基本方針に基づき、町の事務事業として以下の取組を推進し、目標達成を図ります。

表2 事務事業編における温室効果ガスの排出削減の取組

基本方針	取組
基本方針 ①	再生可能エネルギーの利 用や施設のエネルギー消 費効率を高める方針
基本方針 ②	町民や事業者等の活動に によるエネルギーや資源の 消費削減を促進する方針
基本方針 ③	環境活動や二酸化炭素吸 収源をまもる方針

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

区域施策編は、国・県・近隣市町と連携するとともに、町と町民、事業者、関係機関等との協力・連携により推進していきます。

事務事業編は、庁内に組織する環境基本計画推進会議において、各施設の具体的な削減目標を定めて計画期間の進行管理を行い、二酸化炭素排出削減に努めます。

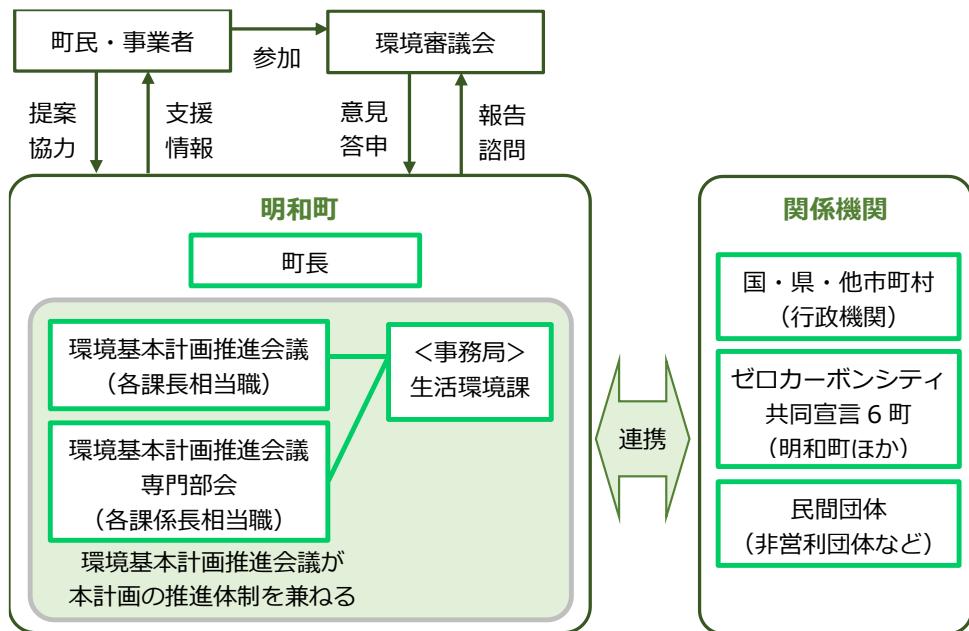


図7 体制図

2. 点検・評価・進捗状況の公表

進行管理は、環境マネジメントシステムのPDCAサイクル手法を用い、「計画の策定（Plan）—実行（Do）—評価（Check）—見直し（Action）」のサイクルにより継続的に改善を行っていきます。

また、本計画のモニタリングとして、各部門における温室効果ガス排出量の削減量や再生可能エネルギー導入実績量の推移を毎年確認します。

モニタリングの結果は環境基本計画推進会議で報告し、各種施策の実施状況の取組評価、見直しを行います。進捗状況については町の広報誌やホームページで毎年公表します。

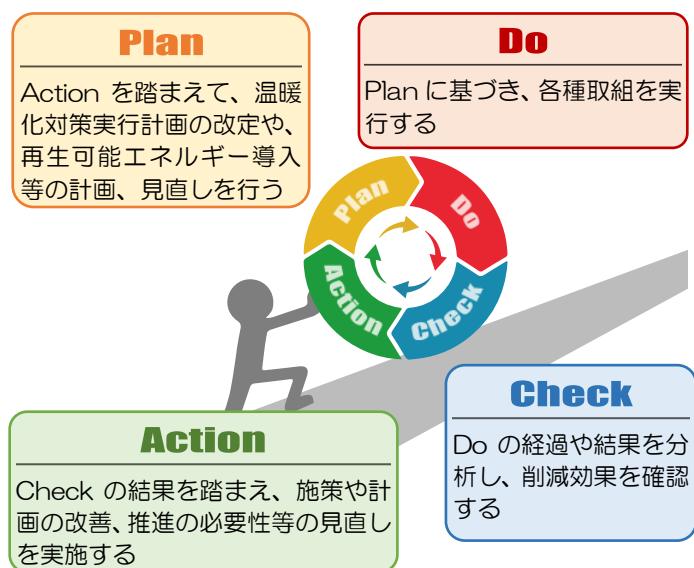


図8 PDCAのイメージ図

**明和町地球温暖化対策実行計画
(区域施策編・事務事業編)**

概要版

令和6年9月

明和町 生活環境課

〒515-0332 三重県多気郡明和町大字馬之上 945 番地

TEL : 0596-52-7117 FAX : 0596-52-7137

E-mail seikatu@town.mie-meisha.lg.jp